

市内流通食品の放射性物質検査結果（令和5年度）

1 検査機器

ゲルマニウム半導体検出器

2 検査機関

千葉県環境保健研究所

3 検査結果

5月9日から3月12日までに市内に流通する食品を18検体検査し、食品衛生法上の基準値を超過するものではありませんでした。

採取日	品目	生産地又は製造所	結果 (Bq/kg)			食品衛生法の判定
			セシウム134	セシウム137	合計	
5月9日	チンゲンサイ	茨城県	<0.753	<0.692	<1.4	適
	きゅうり	群馬県	<0.629	<0.635	<1.3	適
5月23日	チダイ	千葉県	<0.667	<0.664	<1.3	適
	マアジ	千葉県	<0.532	<0.666	<1.2	適
10月17日	サツマイモ	千葉県	<0.464	1.34	1.3	適
	チンゲンサイ	茨城県	<0.590	<0.575	<1.2	適
10月24日	マアジ	千葉県	<0.601	<0.614	<1.2	適
	イダゴ	千葉県	<0.547	<0.541	<1.1	適
11月14日	にんじん	千葉県	<0.464	<0.533	<1.0	適
	ミニトマト	千葉県	<0.682	<0.669	<1.4	適
1月30日	いちご	千葉県	<0.573	<0.617	<1.2	適
	れんこん	千葉県	<0.620	<0.658	<1.3	適
2月6日	キンメダイ	千葉県	<0.489	<0.495	<1.0	適
	アンコウ	福島県	<0.438	<0.659	<1.1	適
3月12日	キャベツ	千葉県	<0.448	<0.642	<1.1	適
	小松菜	茨城県	<0.585	<0.796	<1.4	適
	スズキ	千葉県	<0.594	<0.694	<1.3	適
	カツオ	千葉県	<0.530	<0.635	<1.2	適

注1 結果欄の「<(数値)」は、検出限界値です。

注2 放射性セシウムの合計値は、セシウム134と137の測定結果を合算したものを有効数字2桁で表記しており、検出限界値を表記した場合も同様です。

(平成24年3月15日付け食安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※ 製造所の所在地を記載